

○ 予算決算委員長報告

予算決算委員会委員長 秋 岡 芳 郎

予算決算委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました議案は、「議案第43号 専決処分の承認について（平成25年度鳴門市一般会計補正予算（第4号）」ほか議案2件であります。

当委員会は、6月5日及び6月13日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については承認、また議案2件については原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第43号 専決処分の承認について（平成25年度鳴門市一般会計補正予算（第4号）」であります。歳入については、地方譲与税、各交付金、地方交付税、国庫補助金及び市債の額が確定したため、また、歳出については、国庫補助金の決定に伴う事業費の減額及び不要となる予備費の減額を行うとともに、剰余額を財政調整基金に積み立てたことに伴い、所要の補正を行ったものであること、また、次年度への繰越しを予定する事業について、繰越明許費を追加で設定したものであり、事務執行上、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

委員からは歳入の地方揮発油譲与税の469万9千円の減額理由について質疑があり、理事者からは、地方揮発油譲与税は、平成22年度以降制度変更はないが、市町村道の延長及び面積に応じて按分し譲与されるものであり、当初予算は実績に基づいて、計上していたが、他の市町村との按分に応じて、譲与される額が決まったため、減額となったとの説明を受けました。

委員会では採決の結果、全会一致で承認すべきと決しました。

次に、「議案第46号 平成26年度鳴門市一般会計補正予算（第1号）」であります。歳入については、国庫補助金、市債が鳴門市第一中学校校舎改築事業にかかる国からの補助金の内示により平成26年度と平成27年度の2カ年度事業とすることによること、歳出については、学校建設費の減額補正にともない不用となる一般財源額を財政調整基金に積み立てるなど、所要の補正を行ったものであります。繰越明許費については旧鳥居記念博物館改修事業の年度内の完了が困難なことから設定するものであり、債務負担行為については鳴門市第一中学校校舎改築事業について国からの補助金の内示にともない2ヶ年度の事業とするために設定するものであります。

委員からは、歳出の学校建設費が減額となっていることについて質疑があり、理事者からは鳴門市第一中学校校舎改築事業の第一期工事分については平成26年度当初予算で、全額計上していたが、国において、財源となる国庫補助金の一部が平成25年度から平成26年度へと繰越しとなったため、市としては、平成26年度から平成27年度へ繰り越される部分へ補助金が充当が出来なくなり、事務的な手続きの関係上、平成26年度に終了する部分と平成27年度までかかる部分とに分け、平成27年度分を減額し、債務負担行為の設定をするものであるとのことであり、平成26年度と平成27年度の事業費の割合は、平成26年度が2割程度、平成27年度が8割程度になるとの説明を受けました。

また、旧鳥居記念博物館改修事業にかかる繰越明許費の設定について質疑があり、理事者からは、昨年12月までに実施設計を終える予定であったが、今年3月まで納品が延びたため、現在は成果品の内容について確認をしており、今月中に、入札を終え、仮契約を実施する予定であること、また、現段階における、費用分担については、県が1億4千万円程度、市が6千万円程度であり、財源

としては、充当率100%、交付税措置率70%の有利な起債を活用し、交付税措置されない30%部分が県及び市の負担になるとのことでした。

また、総務管理費の一般管理費の内容について質疑があり、理事者からは、デジタル防災行政無線整備事業にかかる予算について国の補正予算にともない、前倒し実施する予定であったが、国庫補助金の一部が平成25年度予算とならなかったため、平成25年度予算を減額し、ほぼ同額を平成26年度予算として計上するものであるとの説明を受けました。

また、社会福祉費の増額要因について質疑があり、理事者からは臨時福祉給付金給付事業を行う会場が当初予算要求時には決まっていなかったが、その後、身体障害者会館を使用することとし、その整備にともなう費用や事務を行うための臨時職員の雇用に要する賃金等が必要となったためであるとの説明を受けました。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第47号 平成26年度鳴門市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）」であります。資本的支出の内訳としましては、建設改良費のうち改良費についてはボートレース鳴門新スタンド建設事業にかかる前払い予定額であり、備品については公用車の購入費でありました。

委員からは、新しい、競艇場が出来たことにより鳴門市の雰囲気が変わったと思えるような建物にしてほしいとの要望がありました。

また、プロポーザル審査結果について地元企業の活用に関する評価項目において、最優秀提案者に選定された会社と他の3社で点数に差がある理由についての質疑があり、理事者からは提示された案が実際に実現可能なのかについても考慮しての点数となったと説明を受けました。

また、同審査結果について平面・立面・断面計画における更なる工夫に関する評価項目において、最優秀提案者に選定された会社と

他の3社で点数に差がある理由について質疑があり、理事者から他の3社とくらべて施設の面積を極力大きくとる工夫をしていたとの説明がありました。

また、同審査結果について基礎・構造の検討に関する評価項目において、最優秀提案者に選定された会社も含め点数が低く安全性等に問題はないのかとの質疑があり、理事者からは、基本設計に沿った、提案がされており、点数としても、優れているとの説明を受けました。

また、現在の建設業界の状況から予定どおり工事を進められるのかについて、質疑があり理事者からは、実施設計を行うなかで予定どおり実施できるよう十分に検討をしていくとの説明を受けました。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。